

国際トレンド



国際会計士連盟 (IFAC)
中小事務所委員会メンバー

ひぐちなおふみ

樋口 尚文

IFAC—中小事務所委員会 (SMPC) ロンドン会議報告

2018年10月8日から9日にかけて、国際会計士連盟 (IFAC: International Federation of Accountants) の中小事務所委員会 (SMPC: Small and Medium Practices Committee) の会議が、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) のChartered Accountant Hall (ロンドン) で開催され、筆者及びテクニカル・アドバイザーである納野知広会員が出席した。本稿では、この会議の概要を報告する。なお、SMPCの会議は非公開であり、議題に関連する資料の公表も行われておらず、限られた内容であることに留意されたい。

SMPCはIFAC内に設けられた組織であり、その活動は、以下のとおりである。

① 基準設定

SME (又は中小企業) 及びSMP (又は中小事務所) に対し適用される国際的な会計・監査・倫理に関する基準設定プロセスに対して定期的かつ適時にインプットを行う。

② ツール及びリソース

IFACは、SMPがグローバルな市場で競争することを支援するために、ツール及びリソースを開発し、共有を促進する。

③ 対外活動

SME・SMPの代わりに、規制当局、基準設定主体及び政策決定者との対外活動、及びその他のコミュニケーション活動

などに参加し、SMPの認知度の向上を促す。

1 イントロダクション

議長からの開催の辞が述べられ、2018年6月のSMPC会議議事録の承認がなされた。また、2018年度で3名のメンバーが退任し、2019年度から現テクニカル・アドバイザー1名がメンバーに就任となり、2か国 (カナダ・コロンビア) から新たにメンバーが加わることが伝えられた。

2 IASBアップデート

IASB (国際会計基準審議会) のDarrel Scott理事とシニア・テクニカル・マネージャーであるMichelle Fisher氏から、IFRS for SMEsⁱ (中小企業向けIFRS) の概要 (概観、適用範囲、国際的な利用の程度、将来の見直し、支援活動、及びSME適用グループなど) について説明があった。最初の中小企業向けIFRSは2009年に公表され、2015年には改訂が行われている。

質疑の中では、同基準が完全版IFRSとは別個の基準であること、公的な説明責任がなければいくら規模が大きくても適用可能であることなどが話題となった。また、同基準は中小企業にとって目的に

かなったものであるかどうかについても、例えば、税法基準の財務諸表との比較が議論となった。中小企業とはいえ一般目的財務諸表を作成するため、ある程度、堅牢な要求事項があり、それが課題ではあることを認めつつ、零細企業などは、IFRS財団が作成したガイダンスなどが使えるのではないかとということであった。

なお、地域の会計基準設定主体が基準開発力を有する法域(日本、EU、オーストラリア、カナダ、及びアメリカなど)は、中小企業向けIFRSを適用していない。

3 モニタリング・グループ

IFACのExecutive DirectorであるSylvia Tsen氏から、モニタリング・グループ(MG)が主導する、基準設定主体のガバナンスの見直しについて、MGからは新たなペーパーが公表されていないことなど、現状の説明があった。

議論の中では、IAASB(国際監査・保証基準審議会)とIESBA(国際会計士倫理基準審議会)は中小事務所の声に耳を傾けてくれているので、現状維持を支持する意見があった一方で、両審議会がほぼ同時に開催され、アジェンダ・ペーパーを読む時間がとりにくいため、この点は改善すべきではないかという意見もあった。これについては、両審議会の予算の問題や諮問アドバイザー・グループの会議日程もあり、大きな改善は難しいのではないかとということであった。英語圏ですらアジェンダ・ペーパーのボリュームが悩ましい課題ということであり、日本のように英語が母国語でない法域にとっては、一層、基準設定の物量に対処するのは難しいのではないかと感じた。

4 IFAC SMP-SME Work Plan

SMPCのWork Plan(作業計画)は、IFACの2019-2020戦略(①高品質な国際基準の開発、適用及び運用への貢献と促進、②将来に備えたプロフェッション、③グローバルなプロフェッションのための対外活動)に従い策定されることになる。

そのため、SMPCの活動も大幅な変更はなく、①基準設定へのインプット、②ツールと資源(リソース)の開発、③対外活動などが作業計画となっている。

議論の中では、PAO(会計士団体)が、テクノロジーの変化に一層対応している中では、PAOの開発やPAOへの教育が必要であり、IFAC内のPAODC(会計職業団体開発委員会)との連携が必要ではないかという声があった。

また、基準の適用を支援する中では、Webinar(ウェブを活用した会議システム)の活用を支持するという声が大い一方で、基準設定主体からの説明は、物理的な会議での対話が重要であり、Webinarに代替させるべきではないという声もあった。

5 PAOのテクノロジーの取組み

① ACCA

ACCA(勅許公認会計士協会)のHead of Business InsightsであるNarayanan Vaidyanathan氏から、「テクノロジーと中小事務所の将来」という題目でプレゼンテーションがあった。

きわめて大まかにいうと、中小事務所は、規制環境(監査、税務など)と、非規制環境(IT、アドバイザー)などが業務範囲であるが、今後は後者に注力すべきであるというものである。そのためには、

自動化されたクラウドベースのソフトウェアを活用するなどして業務を提供することにあるが、これにより、多くの時間を思考が必要な業務に割くことができるので、収益向上が期待できるというものである。一方で、デジタル時代においては、サイバーセキュリティや電子メールのハッキングに留意すべきということも言及されていた。

② ICAEW

ICAEWのテクニカル・マネージャーであるDavid Lyford-Smith氏からは、「金融産業における新たなパラダイム」という題目で、いわゆるフィンテックについてプレゼンテーションがあった。

主に、AI、ブロックチェーン、サイバーリスク及びデータ管理について、ICAEWがすべて論稿を公表しておりⁱⁱ、これらを紹介しつつ、会計事務所への影響が説明されていた。

興味深かったのが、ブロックチェーンについて、公式なガイダンスはないものの監査を行っている事務所があること、及び、ブロックチェーン自体が監査業務に代替するという考えは誤解であるという説明だった。

6 IAASBアップデート

IAASB議長のArnold Schilder氏及びSMPCとのリエゾンを担当するIAASBメンバーのIsabelle Tracq-Sengeissen氏から最近の基準開発状況について説明があった。主な議題は以下のとおりであった。

① IAASBの基準開発の全体像

IAASBの多岐にわたる基準開発の状況(基準改訂が6論点、適用が1論点、今後の開発が2論点など)を、俯瞰図を示して丁寧に説明された。

② ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の公開草案

本公開草案については、主に柔軟性(Scalability)の観点から議論が行われた。

(1) 本公開草案における“smaller and less complex entities(小規模で複雑でない企業)”について、現行基準の“Considerations specific to smaller entities(小規模企業に特有の考慮事項)”との違い

(2) 柔軟性そのものが、アド・ホックに決まったようにみえて、フレームワークのような前提を設けないとよくわからないなどといった意見

(3) 単純に公開草案の文章が長いので、現行基準を改訂する必要はないのではないかという意見

(4) 監査関連の基準開発の速度が速すぎるので、安定的な期間を設けてほしいという要望

③ 複雑でない事業体についてのIAASBの可能なアクション

ISAが複雑・長文化するにつれて、中小企業、特に零細・小規模企業の監査にISAは適さないという意見が各国の中小事務所を中心に高まっていたのは、従来から掲載してきたとおりである。こういった意見に対応して、IAASBではパブリック・コンサルテーションのためのディスカッションペーパーの開発を検討するということである。これについては、中小企業向け監査基準の開発への期待から、歓迎する意見がやや多かった。一方で、監査ではないが財務諸表に合理的な保証を提供する代替的な手段の探求については、コンサルタントなど他業種の参入の可能性から、慎重に進めてほしいという意見が相当多かった。②の議論とも関連するが、そもそも監査基準の適用指針にお

ける柔軟性とは何か、非公開・中小企業でも、会社規模が大きかったり、取引が複雑であったりすれば、簡素な監査基準の使用は適さないのではないかといった意見もあった。

7 タスク・フォース

SMPCでは、各タスク・フォースに分かれて活動している。筆者は、監査基準及び適用ガイダンスのタスク・フォースの議論に参加した。

① 監査基準のタスク・フォース

ISA315の公開草案へのSMPCからのコメントレターの草案を検討した。議論の内容は6②と類似するので省略する。

② 適用ガイダンスのタスク・フォース

ISA540の改訂に対応して、CPAカナダが、ISAガイド(中小企業監査における国際監査基準利用ガイド)の改訂を支援する予定である。これは、4のSMP-SMEの作業計画の一環でもある。また、監査事務所における品質管理関連の基準の改訂も近いことから、QCガイド(中小事務所のための品質管理ガイド)の全面改訂も検討している。

③ 中小事務所支援タスク・フォース

2018年のグローバルSMP調査では、①テクノロジー、②人材管理、③アドバイザリー・サービスの構築が中小事務所の課題と認識されたことから、これらの支援が必要と認識しているⁱⁱⁱ。

そのため、Global Knowledge Gateway(IFACのウェブサイト)に関する業務管理、倫理、監査・保証、企業報告及びテクノロジーについて様々な寄稿記事を掲載し、中小事務所が最新の情報を入手できるようにする。

SMPC内では、各国PAO(マルタ、インド、カナダ、ドイツ、及びアメリカ)のテクノロジーの取組みの紹介をし、今回も

ACCA及びICAEWからプレゼンテーションを受けた。これらを、メンバーがPAOにフィードバックすることも重要となる。

8 ICAEWの監査モニタリング

ICAEWは、連合王国の2006年会社法1217条にいう公認監督団体(RSB: Recognised Supervisory Body)の1つである。連合王国では、法定監査人の就任資格として、RSBの構成員で、当該団体の規則に従い選任する資格を有している必要がある(2006年会社法1212条)。

そして、ICAEWは自主規制として、主にNon-PIE(社会的影響度の高い事業体ではない、非上場会社・中小企業)の法定監査人の監査の実施状況を検査している^{iv}。

この監査モニタリング(検査)について、ICAEWのLesley Clarke氏がプレゼンテーションを行った。ICAEWでは35名超のモニタリング・チームで構成されているそうである。

いわゆるBig 4及び準大手は毎年、中堅は3年から4年に一度、小規模でも最低6年に一度は検査が行われ、事務所レベル^v及び個別の監査業務が検査の範囲に含まれるというものである。また、法定監査を行うICAEWの会員は、3,000事務所にのぼるということだが、どんなに小規模な事務所でも必ず定期的な検査を行っているとのことである(個別事務所の検査結果は公表されない)。

発見事項は様々なものがあるが、事務所レベルの品質管理では、独立性、監査業務の受入れと継続などが多く指摘されているそうである。また、個別業務においても、監査証拠(不十分な証拠)、グループ監査(構成単位の監査人への指示不足)、リスク評価における過度のチェックリ

ストへの依拠、監査調書の文書化が不十分といったことが多く指摘されているそうである。さらに、この検査結果を受けた文書での回答・フォローアップ検査や、研修活動とも連携しているそうである。

日本の非上場会社・非営利組織の法定監査に対する品質管理レビューと比較すると、定期的な検査の範囲が広いのではないかと考えられる。

9 IESBAアップデート

IESBA副議長のRichard Fleck氏から、2018年9月のIESBA会議報告、7月に開催された職業的懐疑心及び非保証業務のラウンドテーブルの概要と、現在進行中及び今後のプロジェクトの紹介が行われた。IESBA会議の詳細な内容は、IESBAメンバーである福川裕徳教授らから詳細な報告がされており、そちらに譲る^{vi}。

まず、非保証業務の提供においては、PIE(社会的影響度の高い事業体)とNon-PIEの倫理規程の区分は維持する方向性のようである。中小企業の経済成長の貢献を考慮し、中小企業に対し非保証業務を提供する中小事務所への配慮ともいえる。中小企業の置かれた環境はPIEと異なるのであり、区分は当然ともいえるが、昨今、中小企業の資金調達方法が伝統的な銀行融資から変化しつつあり、これはIESBAも認識しているため、将来、規程の見直しが行われる可能性がないわけではない。

つぎに、監査報酬については、説明の中で、監査人の選任・継続に関する組織内会計士(PAIB)という項目があり、これについて質疑が行われた。決定した

内容はないが、PAIBが選解任に関与する場合には、公共の期待に沿うべく、監査品質などに妥協しないような責任があることをPAIBに再認識させたいという意向のようである。

最後に、職業的懐疑心プロジェクトについては、福川教授らの報告のとおり、「職業会計士に期待される役割及びマインドセット」に名称が変更されている。副議長の説明では、職業会計士のプロフェッショナルリズム、職責・責務を再認識させるため、倫理規程の基本原則や概念的枠組みなどの個所において、職業会計士に託された期待(医師でいうところの、「ヒポクラテスの誓い」)や、使命条項を示すことを考えているようである。職業会計士が財務報告サプライチェーンの過程で、監査人、税務代理人又は組織内会計士として、情報の信頼性の向上に資するということは重要である。ただし、規制当局やPAOによる執行可能性を考えると、慎重な実務への配慮も同時に必要となるのではないかと。

10 SMPCメンバーの情報共有

最後に、SMPCメンバーがいかにかSMPC会議の情報をPAOにフィードバックするかが議論された。これについては、おおよそほとんどのメンバーが、各PAOで研修や報告会などの形でフィードバック活動を行っているとのことであった。また、SMPCの活動は、総じて有益であり、会議資料もIFACのウェブサイトのGlobal Knowledge Gatewayに掲載すべきではないかという意見もあった。筆者も会議資料が非公開なのもったいないと考えており、審議会ほどではないものの、

議事録も含め、もう少し公開の範囲を広げる工夫があってよいのではないかという考えをもった。

<注>

- i IFRS for SMEsの概要については、樋口尚文「IFRS for SMEs(中小企業向け国際財務報告基準)―現行基準と2015年修正の概要―」『季刊会計基準』51号(2015年)を参照されたい。
- ii ICAEWのウェブサイト(IT Faculty)には、多くの論稿が掲載されている(閲覧には有料のものが多い。)
<https://www.icaew.com/technical/technology/it-faculty>
(2018年11月16日閲覧)
- iii SMP調査の結果については、下記のリンクを参照されたい。
<https://www.ifac.org/publications-resources/new-global-smp-survey-reveals-keys-growth-small-accounting-firms> (2018年11月19日閲覧)
- iv PIEを監査する事務所の検査は、連合王国のFRC(財務報告協議会)が行う。かつ、FRCは、2006年会社法に基づき、RSBとしてのICAEW及び連合王国内その他のRSBの監督も行っている。
- v PIEの監査を担う大手・準大手事務所については、事務所レベルの検査はFRCの検査と重複するため、謙抑的に行われるということである。
- vi 福川裕徳、矢定俊博「国際会計士倫理基準審議会(IESBA) ニューヨーク会議報告―非保証業務、職業的懐疑心、報酬、テクノロジー、戦略プラン2019~2023等―」『会計・監査ジャーナル』2019年1月号